

藤岡市行政改革大綱

(平成30年度～平成34年度)

平成30年3月

藤 岡 市

はじめに

現在、国においては、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して、「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向けて取り組んでいます。

しかしながら、社会経済状況は未だに厳しく、国も地方も非常に厳しい行政運営を強いられています。

本市においても、人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、この影響が社会保障関係経費の増加や年齢構造の変化による市民ニーズの多様化・複雑化、景気低迷と相まっての市税収入の伸び悩みに繋がっています。また、合併算定替^{*1}の段階的削減等に伴う地方交付税の減収や老朽化が進む公共施設等の維持管理など、本市を取り巻く状況は更に厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中、平成30年度から平成39年度を計画期間として策定した第5次藤岡市総合計画では、本市の目指す将来像を「郷土を愛し未来を創生する藤岡」としており、市民と行政の協働によるまちづくり、本市の特性を生かした魅力あるまちづくり、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めていきます。

この将来像の実現のためには、市民と情報の共有化を図り、市政に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、限りある経営資源を有効に活用し、効果的で持続可能な行政運営が必要となります。

本市では、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の規定に則った行政運営を行うべく、昭和60年度の第1次藤岡市行政改革大綱を皮切りに、継続的に行政改革を進めてきました。

この度策定しました第6次藤岡市行政改革大綱は、これまでの行政改革の実績、成果を踏まえ、引き続き計画的に行政改革に取り組むための指針であるとともに、第5次藤岡市総合計画で掲げる将来像の実現を支える役割も担っています。

これからも安定的かつ継続的に質の高い行政サービスが提供できるよう、職員一人一人が高い意識をもって行政改革に取り組み、市民満足度の向上を図ってまいります。

平成30年3月

藤岡市長 新井利明

目 次

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	更なる行政改革の必要性	2
	(1) 人口減少と少子高齢化	
	(2) 厳しい財政状況	
	(3) 老朽化が進む公共施設等	
3	行政改革への取り組み方針	3
	方針1 「職員の意識改革と能力開発」	
	方針2 「協働によるまちづくり」	
	方針3 「行政サービスの質の向上」	
	方針4 「効率的な行政運営」	
4	行政改革の推進項目	4
	(1) 市民視点によるサービスの実施	
	(2) 事務事業の見直し	
	(3) 組織・機構の見直し	
	(4) 定員管理と給与の適正化	
	(5) 人材育成と活力の発揮	
	(6) 公共施設の設置及び管理運営の合理化	
	(7) 財政基盤の確立	
	(8) 情報化の推進	
5	行政改革の推進	8
	(1) 推進期間	
	(2) 行政評価制度における推進項目の進行管理	
	参考 用語解説	9

1 これまでの行政改革の取り組み

◆昭和60年8月「第1次藤岡市行政改革大綱」策定

【推進期間：昭和60年度～昭和62年度】

本市では、昭和60年8月に「第1次藤岡市行政改革大綱」を策定し、「事務事業の見直し」、「組織・機構の簡素合理化」、「給与の適正化」、「定員管理の適正化」、「民間委託・OA化等事務改革の推進」、「会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化」、「広域的な事務事業の見直し」の7項目を措置事項に掲げ、行政改革を進めてきました。

◆平成7年7月「第2次藤岡市行政改革大綱」策定

【推進期間：平成7年度～平成9年度】

社会経済状況の変化に対応した、来るべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目指し、「第2次藤岡市行政改革大綱」を策定しました。

◆平成18年11月「第3次藤岡市行政改革大綱」策定

【推進期間：平成18年度～平成21年度】

平成18年1月の合併により、新藤岡市が誕生し、行政区域の拡大により、更に大きな責任を持つことになりました。

本市では、国からの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」（平成17年3月29日付）を踏まえ、平成18年11月に「第3次藤岡市行政改革大綱」を策定し、市民協働によるまちづくりの推進や職員数の削減、市民ニーズに即応できる組織づくりを行うなど、効率的、効果的な行政運営を進めてきました。

◆平成22年10月「第4次藤岡市行政改革大綱」策定

【推進期間：平成22年度～平成26年度】

平成20年度に「第4次藤岡市総合計画」を策定し、将来像である「市民が創り輝く やさしい藤岡」の実現を目指すため、公共サービスの仕組みや組織の改革、職員の意識改革を進め、市民満足度の向上が図れるよう市民本位の行政への変革を進めてきました。

◆平成27年3月「第5次藤岡市行政改革大綱」策定

【推進期間：平成27年度～平成29年度】

「市民協働によるまちづくり」を支えるための行政組織づくりや職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化など、「ヒト・モノ・カネ・情報」の資質向上を進めてきました。

2 更なる行政改革の必要性

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、平成27年10月1日（国勢調査時）で、65,708人ですが、人口推計^{※2}の結果、平成34年度には62,003人、平成39年度には58,982人まで減少する見込みとなっています。人口減少は、施設やサービスの維持を困難にし、地域コミュニティ機能の低下などに大きな影響を与えます。

また、人口は単純に減少するだけでなく、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加するといった少子高齢化を伴っての減少となります。この結果、市場規模の縮小による生産・消費の落ち込みや社会保障関係経費の増加が生じ、行政運営は更に厳しさを増すこととなります。

協働によるまちづくりを進め、人口減少を「緩和」するための施策と人口減少社会へ「適応」するための施策を同時に進める必要があります。

(2) 厳しい財政状況

長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みに加え、地方交付税は合併後10年を経過した平成28年度から合併算定替の段階的縮減が開始し、今後も減少が見込まれています。一方、扶助費や公債費などの義務的経費は増加傾向にあり、不足する財源については、基金の取崩しや市債の発行に頼らざるを得ない状況が続いています。

限られた財源を有効活用するために事務事業の効率化を図るとともに、将来的な自主財源の確保など健全な財政運営を進める必要があります。

(3) 老朽化が進む公共施設等

本市が所有する公共施設は、大規模改修や建替えを行う目安とされる建築後30年以上を経過した施設が全体の60%以上を占めています。道路や上下水道などのインフラ資産も同様に老朽化が進んでおり、維持管理経費の増加や多大な更新経費が見込まれています。

公共施設等の適正な規模とあり方を検討し、延床面積の縮減や長寿命化の実施、施設の複合化など公共施設等の最適な配置を実現することで、市民が安全で安心して利用できる公共施設等の機能を維持していく必要があります。

3 行政改革への取り組み方針

本市を取り巻く状況が今後益々厳しくなると見込まれる中、地方公共団体の責務である「**安定的かつ継続的に質の高い行政サービスを提供し、市民満足度を向上させる**」の実現には、行政改革の役割が非常に重要となります。今まで取り組んできた行政改革の実績、成果等を踏まえ、4つの方針を柱とした更なる行政改革に取り組みます。

方針1 「職員の意識改革と能力開発」

方針2 「協働によるまちづくり」

方針3 「行政サービスの質の向上」

方針4 「効率的な行政運営」

方針1 「職員の意識改革と能力開発」

行政改革の成果を挙げるためには、第一に人的資源である職員一人一人の意識改革と判断能力を最大限に引き出し、より一層の資質の向上を図ることが不可欠となります。

行政運営に携わる全ての職員が既存の枠組みや従来 of 発想にとらわれない柔軟な姿勢で行政サービスや施策の判断を行い、実施できるよう職員の意識改革と行動能力を持つ人材の育成に努めます。

方針2 「協働によるまちづくり」

地方分権の流れにより、地方公共団体は市民にとって最も身近な行政機関として、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

多様な担い手と協働しながら、地域特性を生かしたまちづくりを展開するため、市民や住民団体、NPO法人などによる市民活動の活性化を促すとともに、行政運営のパートナーとして情報や課題の共有を進めます。

方針3 「行政サービスの質の向上」

人口減少社会に適応していくためには、組織体制や予算規模等におけるスリム化が必要となります。行政サービスの視点を量から質へとシフトさせ、市民ニーズを的確に把握することで、限られた財源の中で最大のサービスが提供できるよう努めます。

方針4 「効率的な行政運営」

現在行っている事務事業の必要性や効率性、効果について検証し効率化を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

また、公共施設等の最適な配置を実現することで、市民が安全で安心して利用できる施設の機能を維持していきます。

4 行政改革の推進項目

(1) 市民視点によるサービスの実施

市民と行政の情報の共有化を進め、市政に参画しやすい環境を整備することで、市民視点に立った行政サービスを実施するとともに協働によるまちづくりを進めます。

また、市民にとって最も身近である窓口サービスの充実により市民満足度の向上を図ります。

【市民ニーズの把握】

審議会の開催や意見公募手続(パブリックコメント)の実施など、様々な市民参画手法を用いて市民参加の一層の拡充に努めるとともに、広聴活動の充実を図り、多くの市民の声を行政運営に反映させます。

【市民活動等への支援】

市民や地域活動団体、企業などの活動を支援し、多様な担い手が地域の特性を生かしたまちづくりを行うための環境を整えるとともに、行政と対等なパートナーとして様々な課題に取り組んでいくための連携・協力体制を強化します。

【行政情報の積極的な発信】

広報紙やホームページ等を活用した積極的な情報発信を行うことで、行政情報の「見える化」を図り、市民との情報共有を深めるとともに透明で開かれた市政を実現させます。

【窓口サービスの改善】

積極的に業務内容や業務フローの見直しを行い、窓口での職員の接遇能力の向上や待ち時間の短縮に努めるとともに、マイナンバー制度を活用したサービスの導入を進め、利便性や満足度の向上を図ります。

(2) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、多様化し、複雑化する市民ニーズに的確に対応できるよう、現在行っている事務事業の見直しを行い、更なる効率化を進めます。

【行政評価制度の充実】

P D C A サイクル^{※3}の確立による適切なフォローアップを実施することで事務事業の整理合理化を図り、限られた経営資源の効果的かつ効率的な活用を進めます。

【民間機能の活用】

行政サービスの質的向上や経費の削減が見込まれる分野については、公共性の確保に配慮しつつ、民間委託等への移行を図り、民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

また、それにより捻出される人的資源を行政が責任を持って提供すべき分野に集中させる取り組みを検討します。

【公共工事のコスト縮減】

公共工事については、適切な価格設定や施工方法の工夫等により工事費のほか工期短縮などによるコスト縮減に努めます。

（３）組織・機構の見直し

社会経済状況の変化に対応し、効率的かつ機動的な組織・機構の整備を図るべく、事務事業の見直し等と併せて外郭団体等も含めた組織・機構の見直しを行います。

【組織体制の効率化】

多様化し、複雑化する市民ニーズや新たな行政課題に対して、迅速に対応できるよう、各部署における事務分掌を適宜見直し、機構改革を実施します。

また組織数と管理職ポストの適正化を図り、スリムで効率的な組織体制を目指します。

【外郭団体のあり方】

行政運営と密接な関係にある外郭団体については、団体の自主性・自立性を尊重しつつ、公益性の確保、経営基盤の強化、また市との連携、民間との競合などを視野に入れ、市の関与のあり方を検討します。

（４）定員管理と給与の適正化

国や県からの権限移譲等により増加する事務量に対し、限られた人的資源を有効に活用することで対応するとともに、給与の適正化に努めることで人件費の増加を抑制します。

また、ホームページ等により定員管理・給与の状況を情報提供することで、透明性の確保にも努めます。

【定員管理の適正化】

組織内の業務の内容や量を的確に把握し、再任用職員や嘱託職員等の様々な任用形態の職員をバランスよく活用することで、適材適所の人材配置を行い、少数精鋭による行政運営を実現します。

【給与の適正化】

公務員制度改革の動向などを注視しながら、国や県、他市等との均衡を配慮し、本市の財政状況も踏まえ、引き続き給与の適正化に努めます。

（５）人材育成と活力の発揮

人材育成方針に基づき、職員資質の向上を図り、一人一人の可能性や能力を最大限に引き出すための人づくりの仕組みを体系化し、組織としての計画的な人材育成や職場の活性化を進めます。

【職員研修の充実】

職員一人一人の能力と資質の向上を図るため、階層別の研修や各種職員研修の充実に努めるとともに、職場研修（OJT^{※4}）を実施し、職場で日常の業務を通じて職員を指導育成する環境を構築します。

【人事評価制度の充実】

平成28年度から本格導入された新たな人事評価制度に基づき、客観性・透明性の高い人事評価を実施することで、より高い能力を持った職員の育成と能力・業績に基づく適正な人員配置に努めます。

（６）公共施設の設置及び管理運営の合理化

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の状況を把握し、サービスの質の向上と施設の管理運営の効率化に留意しながら、長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行うことで、公共施設等の最適な配置を実現させます。

【民間活力や相互間協力の推進】

指定管理者制度やPFI^{※5}など、民間事業者等の活力を活用し、施設の整備や維持管理、運営などをより効果的かつ効率的に行うことで財政負担の軽減とサービスの質の向上を図ります。

また、国や県、近隣市町村との相互利用や共同運用等についての検討を行います。

【普通財産の有効活用】

行政目的がなくなり未利用となっている施設については、普通財産として適切に管理し、貸付等で活用するとともに、老朽度等を勘案して取り壊しや土地の売却を積極的に進めることで有効活用を図ります。

（７）財政基盤の確立

積極的な自主財源の確保を図るとともに、限られた経営資源を真に必要な分野に集中させる取り組みを強化し、徹底した経費の節減を行うことで、安定的かつ持続可能な財政運営が行えるよう努めます。

【将来的な自主財源の確保】

企業誘致を進め、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域経済を発展させ、市税等自主財源の増収に努めます。

また使用料や手数料等の見直しを適宜行い、受益者負担の適正化を進めます。

【市税等の収納率の向上】

口座振替やコンビニ納付等の市民にとって利便性の高い納付方法の周知と普及を図るなど、納付環境の整備を進めます。

また滞納者に対しては、催告強化など接触機会を拡充するとともに、法律に基づいた公平かつ公正で効率的な滞納処分に取り組むことで市税等収納率の向上に努めます。

【補助金の適正化】

様々な団体等に対する補助金については、事業の公共性や費用対効果、補助対象の範囲等について検証し、整理合理化を進めます。

また、補助金のあり方について、縮減や廃止も含めて適宜見直しを行い、市民に対する説明責任を果たせるよう適正化に努めます。

【特別会計及び企業会計の健全化】

特別会計及び企業会計に対する一般会計からの繰出金が、市財政の大きな圧迫要因になっていることから、各会計内で受益者の負担と給付のあり方を検討し、繰出金の適正化を図ります。

特に、公営企業については、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」を策定し、将来にわたり安定的に事業を継続していけるよう努めます。

(8) 情報化の推進

I C T（情報通信技術）が飛躍的に進展している現代において、あらゆる分野において利用でき、利便性の高まりを実感できる環境を整備できるよう情報化を進めます。

【情報交流の推進】

F a c e b o o k（フェイスブック）やT w i t t e r（ツイッター）等双方向性の機能を持ったI C Tを積極的に活用していくとともに、ウェブアクセシビリティ^{※6}に配慮した環境整備を行うことで市民との情報交流の推進に努めます。

【電子サービスの推進】

国のマイナンバー制度導入に合わせた段階的な対応を確実に実施し、各種申請等における利便性を向上させます。

また、情報システムの改修・改善を積極的に行うことで、行政事務全般の効率化を図ります。

【情報管理の安心・安全の推進】

情報セキュリティポリシーに基づき、人的、物理的、技術的面上における情報保護対策を強化し、市民の個人情報をはじめとする様々な情報をサイバー攻撃や情報漏洩などの脅威から守ります。

5 行政改革の推進

(1) 推進期間

第6次藤岡市行政改革大綱の推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

第5次藤岡市行政改革大綱（平成27年度～平成29年度）では、「市民協働によるまちづくり」を支えるため「ヒト・モノ・カネ・情報」の資質向上を進めてきました。新たな第6次藤岡市行政改革大綱では、第5次藤岡市総合計画の行政運営の方針を着実に進めていくために必要な行政改革の方針と取り組みを盛り込み、更なる市民満足度の向上を目指し行政改革を行っていきます。

(2) 行政評価制度における推進項目の進捗管理

この大綱に掲げている行政改革の推進項目の進捗管理は、平成20年度から導入している行政評価制度を活用し、時代に即した事業であるか、本当に市民にとって必要な事業であるかなど、毎年度事業を検証し、事務事業の分析をしながら各推進項目の目的達成を目指します。

参考 用語解説

※1 合併算定替

合併した市町村における地方交付税(普通交付税)の算定の特例措置。一般に、合併後の新団体において算出する一本算定に比べ交付額が多くなる。

※2 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し、平成27年の国調人口を基礎として推計。

※3 P D C A サイクル

業務管理手法の一つ。P l a n (計画) → D o (実施) → C h e c k (評価) → A c t i o n (改善) を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく。

※4 O J T

「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」の略称。職場で日常業務を通じて職員を指導育成する企業内教育手法。

※5 P F I

P F I は「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等に、民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

※6 ウェブアクセシビリティ

ウェブサイトを利用する全ての人が、年齢的・身体的条件や利用する環境にかかわらず、ウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること。